

## 大阪府食品衛生認証取得費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 府は、食品等事業者（以下「事業者」という。）の衛生管理の取組を促進し、食の安全安心を確保するため、予算の範囲内において、第3条に規定する補助対象事業者が、自ら行う取組として、食品の衛生管理に関する第三者認証を取得する費用に対して、大阪府食品衛生認証取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、大阪府内に所在する施設において、次の各号に掲げる認証を新たに取得するものとする。

- (1) 大阪版食の安全安心認証制度
- (2) 食品衛生管理に関する民間の認証制度で知事が定めるもの

### (補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、前条各号の認証を取得する事業者とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条に規定する補助事業に要する経費のうち、当該認証取得の審査及び登録に必要な手続費用とする。

### (補助金の交付額)

第5条 この補助金の交付額は、予算の定めるところにより、前条に定める補助対象経費の額の範囲内とし、10,000円を上限とする。

### (補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項による申請は、知事が別に定める期間に、次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 要件確認申立書（様式第1号の2）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第1号の3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付の条件等)

第8条 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、中止(廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等府が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (6) 補助事業に係る書類について、知事の求めに応じてその職員に閲覧させ、又は開示しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受領した日から起算して10日以内に限り、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了後、知事が別に定める期日までに、次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第3号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 知事は、前条による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

(検査)

第13条 知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助事業者に対して、報告若しくは関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ、補助事業者はこれに応じ、報告、関係書類等の提出若しくは職員への開示又は質問への回答等を行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 法令、規則、本要綱、補助金の交付決定の内容、これに付した条件に違反した場合

(2) 補助金に関する手続き等において不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(3) その他規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。ただし、補助事業者が補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後に規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合を除く。

3 知事は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前項の規定により補助金の返還を命じられた補助事業者は、規則第17条の規定により加算金及び延滞金を府に納付しなければならない。

5 知事は、補助金の交付の決定の取消しを決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定

める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。